

臨時給水料金取扱要綱

臨時給水料金取扱要綱（昭和48年訓令第1号）の全部改正

- 1 登別市水道事業条例（昭和34年条例第7号。以下「条例」という。）第31条に規定する臨時給水の料金の取扱いについては、条例に定めるもののほかこの要綱の定めるところによる。
- 2 条例第31条第1項の管理者が定める料金（以下「概算料金」という。）は、臨時給水に伴う量水器の使用予定期間（量水器を貸付ける日の属する月から返還する日の属する月までの月数をいう。以下「予定期間」という。）に条例別表第1号料金表の臨時用に定める10立方メートルまでの料金を乗じて得た額とする。
- 3 前項の概算料金は、給水装置の使用申込みと同時に前納させるものとする。
- 4 天災その他の理由により臨時給水を廃止し、又は予定期間が短縮若しくは延期となるときは、速やかに届け出るものとする。
- 5 予定期間の延期が2月を超える場合は、その超える月数に対し第2項の計算の例により算出した概算料金を届出時に前納させるものとする。
- 6 前項及び第3項により前納した概算料金は、量水器返還の際に精算し、過不足のあるときは、これを還付又は追徴する。

附 則（平成13年水道部訓令第1号）

この訓令は、平成13年7月5日から施行する。